

衆議院法務委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 6 月 2 日（金）、第 21 回の委員会が開かれました。

- 1 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 60 号）（参議院送付）
 - ・齋藤法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・本村伸子君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
 - ・宮崎政久君外 5 名（自民、立憲、維新、公明、国民、共産）から提出された附帯決議案について、鎌田さゆり君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産）
（質疑者）五十嵐清君（自民）、平林晃君（公明）、鎌田さゆり君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、阿部弘樹君（維新）、沢田良君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

五十嵐清君（自民）

- （1） 本法案の内容及び民事関係手続をデジタル化することの意義
- （2） 本法案におけるウェブ会議を利用する手続の具体的内容
- （3） 当事者が裁判所に直接出向くことを希望する場合の裁判所の対応
- （4） 事件記録の電子化の意義及び本法案における内容
- （5） 電子化された事件記録の閲覧方法
- （6） 公正証書遺言の作成の際のウェブ会議の利用の可否及び対象範囲

平林晃君（公明）

- （1） 本法案の意義
- （2） 民事訴訟における電話会議の利用状況及び利用者の声
- （3） デジタル化に向けたシステム構築の検討状況
- （4） 経済的困窮者への情報機器の貸与や通信料負担に関する配慮等を行う必要性

鎌田さゆり君（立憲）

- （1） 5月30日の法務大臣閣議後記者会見における難民審査参与員が1年6か月で500件の対面審査を行うことが可能との発言
 - ア 本件に対する SNS 上の反応及び当該件数の審査の可否についての法務大臣の現在の認識
 - イ 本件の発言の間違いに気付いたのが法務大臣自身か否かの確認
 - ウ 本件の発言を次回の記者会見で訂正することの確認及び本件事案について5月31日の衆議院法務委員会において法務大臣から説明がなかった理由
 - エ 入管法改正案の立法事実の大事な部分が崩れたとの指摘に対する法務大臣の見解
- （2） 大阪出入国在留管理局の常勤医師による飲酒診療が疑われる事案
 - ア 本件が法務大臣に報告された時期及び大臣からの本件に対する対処方針の指示の内容
 - イ 医師法における飲酒した医師の診察の可否
 - ウ 本件の事実確認に時間を要している理由及び入管施設内で医師の飲酒状況等をチェックする仕組み

みの有無

- エ 事実関係の調査及びその報告を行う時期を明らかにする必要性
- オ 国が当該医師に対し訴訟を提起する予定の有無
- (3) 本法案で裁判所に訴えの提起をする際の申立てについて検討しているフォーマット方式
 - ア 対象となる手続の範囲
 - イ 手続によるフォーマットの違いの有無
- (4) 破産公告の在り方
 - ア 本法案における破産公告に関する法制審議会の議論や司法書士からの要望等の反映の有無
 - イ いわゆる破産者マップ事件についての法務省の認識、再開された新破産者マップが閉鎖された時期、官報を利用する破産公告の在り方の見直しの予定及び破産法改正以外の対応の有無
- (5) 生成A Iによるものを含むいわゆるなりすましへの対策を講じる必要性及び日本弁護士連合会や日本司法書士連合会等と連携し総合的なサポート体制を構築する必要性

山田勝彦君（立憲）

- (1) 破産公告
 - ア 官報に破産者情報が掲載されている理由
 - イ 官報の破産者情報を基に作成された破産者マップの違法性の有無
 - ウ 法的に問題があると思われる破産者マップに対する政府の対策
 - エ インターネット版官報への破産者情報の掲載を止めるべきとの意見に対する法務大臣の見解
 - オ 破産公告を紙の官報のみに掲載することや裁判所のウェブサイトにて期間限定で公開するなどの対策の検討の要否についての法務大臣の見解
- (2) 国民のプライバシーを保護するため裁判のI T化に伴うシステムへのサイバー攻撃に対する万全の対策を行う必要性
- (3) オンライン申立て利用者への更なる手数料減額の必要性についての法務大臣の見解
- (4) 難民認定制度
 - ア 難民審査参与員の「申請者に難民がほとんどいない」との発言を肯定した5月10日の法務委員会における出入国在留管理庁の答弁がいまだ同庁の見解であることの確認
 - イ 衆議院を通過した入管法改正案における難民認定制度が保護すべき者を保護する理念にそぐわない制度となっているとの指摘に対する法務大臣の見解
 - ウ 難民認定手続及び審査請求手続が民事法律扶助制度の対象であることの確認
 - エ 難民認定手続及び審査請求手続に民事法律扶助が適用された事例の有無

阿部弘樹君（維新）

- (1) 裁判所における生成A Iの規制
 - ア 裁判手続における生成A Iの利用に対する規制の考え方
 - イ 生成A Iの利用について慎重な検討を行う必要性
- (2) 事件記録の電子化の例外として紙媒体のままの保管が許容される家事事件手続の具体例及び例外を認めることとした趣旨
- (3) 本法案が4段階に分かれて施行される理由
- (4) 最高裁判所及び法務省におけるI T人材確保及び組織体制整備の状況

沢田良君（維新）

- (1) データドリブンの活用やデジタルトランスフォーメーション（D X）の推進に対する法務大臣の問

題意識及びこれらの活用を法務省職員から求められた場合の対応

- (2) 法務省においてD Xが進んだ分野
- (3) 行政の無謬性に対する法務大臣の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 司法手続においてA Iにより代替されない判断領域が残るか否かについての法務省及び法務大臣の見解
- (2) デジタル化に向けて我が国独自のO Sを構築する必要性及びI Tの活用に際しての本人確認の重要性
- (3) I T機器の操作に不慣れな者に対するサポートのための方策

本村伸子君（共産）

- (1) 同性婚の法制化の必要性
- (2) これまでに裁判所等で整備された各電子システムに係る責任者、開発者、運営者、受注者、契約額及び改修している場合の回数と費用
- (3) 公正証書の作成に係る手続のデジタル化
 - ア 日本公証人連合会が保有する情報の情報公開の対象の可否
 - イ 公正証書遺言の作成についてはウェブ会議の利用の対象外とすべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (4) 裁判所における人的・物的体制の整備や予算の確保の必要性